### | 臨時会・12月定例会での審議結果一覧

H-HI	一幅的女 12万足例女(少角城市)				
議案 番号	件名	種	别	議結	決 果
議 案 第91号	平成16年度大崎町水道事業剰余金の処分について	その	他	可	決
第93号	大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	条	例	原可	案決
第94号	平成17年度大崎町一般会計補正予算(第5号)		算		
第95号	平成17年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号) 平成17年度大崎町公共下水道事業特別会計補正				
認定	予算(第2号) 平成16年度大崎町水道事業会計決算認定について		定	認	定
第1号 第2号	平成16年度入崎町水道事業会計次昇認定について 平成16年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について	-			
第3号	平成16年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について				
第4号	平成16年度大崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認			
第5号	平成16年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について				
第6号	平成16年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について				
議案	平成17年度大崎町一般会計補正予算(第6号)		算		案決
第97号	平成17年度大崎町介護保険事業特別会計補正予	予			
第99号	算(第2号) 大崎町立保育所の設置及び管理に関する条例の	条	例		
	一部を改正する条例の制定について 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地	*	ניקן	原可	
第100号	方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員 退職手当組合規約の変更について				
第101号	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に ついて				
第102号	鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について				
第103号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合 を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島 県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の 変更について	その他			
第104号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合 を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島 県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の 変更について				
第105号	鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地 方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通 災害共済組合規約の変更について				
第106号	鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について		2.01		
第107号	鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地 方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通 災害共済組合規約の変更について				
第108号	鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分について				
第109号	鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補 償等組合規約の変更について		)他		
第110号	鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補 償等組合規約の変更について				
第111号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織 する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議 会議員公務災害補償等組合規約の変更について				
第112号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織 する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議 会議員公務災害補償等組合規約の変更について				
第113号	鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地 方公共団体の数の減少について				
第114号	鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について				
第115号	曽於南部厚生事務組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び曽於南部厚生事務組合規約の一 部を変更する規約について				
第116号	曽於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部 を変更する規約について				
第117号	曽於地区視聴覚教育協議会を組織する地方公共 団体の数の減少及び曽於地区視聴覚教育協議会 規約の一部変更について				
第118号 同 意	大崎町長の給与の特例に関する条例の制定について	条	例		
	** カチロ ヘチロ の に ヘ にっ い で		<del></del>		

教育委員会委員の任命について

### め 伴ない町職員の給与もこれに準ずるた 計の補正予算は、給与条例の一部改正 るものです。なお、一般会計、 招集、開催されました。 に伴なう給料、 国家公務員の給与が改正されたことに 平成17年11月22日、第2回臨時会が 今回の臨時会は、人事院勧告により 第2回臨時 町職員の給与条例の一部を改正す 職員手当、共済費の補

## げなどです。 千円)、給料表平均0・3%引き下げ、 円引き下げ(1万3千5百円→1万3 する条例の一部が改正されました。 時金の支給月数0・05月分引き上 配偶者にかかる扶養手当の額を5百 人事院勧告に伴なう職員の給与に関 )職員給与のマイナス改定

# 【総額61 一般会計補正予算(第5号) 億4704万円】 100万円を追加

人事院勧告に伴なう給与改定と人事

特別会

正になります。

す。 院勧告に伴なう給与改定による補正で 水道事業、 公共下水道事業共に人事

意 同 意

# 動 退職者の調整によるものです。

# )水道事業会計補正予算 (第2号) 予算組換えによるため補正額は0円

# )公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 12万8千円を追加 【総額3億7775万円】

【総額2億3214万円】

較し、国会および内閣に対して報告 等) にある者同士の官民の給与を比 確保することを基本として、同じ条 いて、民間の賃金との適正な均衡を と勧告をするようになっています。 人事院は、国家公務員の給与につ (仕事の種類、 役職段階、 年齢

## ●人事院勧告 ことばの意味